

事 務 連 絡  
令和4年10月31日

居宅サービス事業所の管理者 様  
地域密着型サービス事業所の管理者 様  
居宅介護支援事業所の管理者 様

福井県健康福祉部長寿福祉課長  
福井県健康福祉部保健予防課長

### オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種について

このことについて、1・2回目接種を完了した12歳以上の方を対象（一人1回）に、オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種が順次開始されています。

オミクロン株対応ワクチンは、従来のワクチンを上回る重症化予防効果とともに、持続期間が短い可能性はあるものの、**感染予防効果や発症予防効果も期待**されています。さらに、ワクチンの成分に従来株とオミクロン株の2種類を含むことから、誘導される免疫も多様な新型コロナウイルスに反応し、**今後の変異株に対して有効**である可能性がより高いことが期待されています。

今般（10月21日より）、オミクロン株対応ワクチンの**接種間隔**について、最終接種から「5か月経過後」とされていたところ、「**3か月経過後**」に短縮されました。

例： 従来ワクチンの4回目接種が 8月10日の場合

オミクロン株対応ワクチン接種は 11月10日から可能

多くの介護事業所は、9月までに従来ワクチンの4回目接種を完了していることから、接種間隔短縮によりオミクロン株対応ワクチンを**年内に接種**することが可能となります。

例年、新型コロナウイルスは年末年始に流行していることも踏まえ、各介護事業所におかれては、各市町のワクチン接種担当課や、関係する医療機関等と調整の上、希望する入所者等に対して、**最終接種から3か月経過後**のできるだけ早い時期にオミクロン株ワクチンの接種を実施いただきますようお願いいたします。

なお、令和4年6月28日付け事務連絡「新型コロナワクチン4回目接種の促進について」においてお知らせした「通所系介護サービス利用者に対する4回目ワクチン接種の促進例について」については、オミクロン株対応ワクチンの接種についても同様ですのでお知らせします。

また、今冬は季節性インフルエンザと新型コロナの同時流行が懸念されています。インフルエンザワクチンと新型コロナワクチンは同日に接種することも可能となっていますので、併せてお知らせします。